

食品衛生申請等システム

食品衛生申請等システムについて

概要

食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤のシステムを整備し、もって飲食に起因する事故の発生を防止し、あわせて食品等事業者の行政手続コスト等の軽減を図る。

○ 平成30,31年度国庫債務負担行為 食品衛生申請等システム開発経費 3.4億円計上

【食品衛生申請等システム】 ①～④の機能で構成

- ① 共通機能
次に記載する②～④に共通する情報(食品等事業者の情報など)を管理する機能
- ② 食品リコール情報管理業務機能
リコールに伴う回収事案が発生した際に、食品等事業者が回収事案をオンラインで都道府県等へ報告すると共に、国民に情報提供する機能
- ③ 営業許可・届出業務機能
営業許可申請及び営業届出(変更・更新(許可のみ)・廃業含む)をオンラインで処理する機能
- ④ 対米・対カナダ輸出牛肉衛生証明書発行業務機能
対米・対カナダに食肉を輸出する際に必要となる衛生証明書の発行管理を行う機能

システムイメージ



食品等事業者の方向け画面

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

食品衛生申請等システム

The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls.

営業許可・届出

営業の届出

食品リコール

リコール情報の届出
リコール情報の検索

マイアカウント管理

プロフィール変更
パスワード変更

メニュー

2020年7月20日から11月30日まで
これにより、今まで営業所を所管していた営業許可等の手続きの効率化が図られます。

- ※ 全国一律の営業届のタイミング
- ※ これまでの窓口への申請・届出
- ※ 営業許可申請等（変更届、廃止届）

お知らせ

掲載開始日
表示 2020-09-11
表示 2020-07-20

クリック

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

メニュー 営業許可・届出 食品リコール マイアカウント管理

届出営業施設一覧

営業届出済みの情報、及び、営業届出中の情報が一覧されています。
新たに営業届出を行う場合は「新規届出」ボタンをクリックしてください。また、それぞれ

届出者情報

法人番号	●●●●
氏名（法人の場合は法人名）	●●●●
フリガナ	▲▲ ▲▲
法人の代表者の氏名	
フリガナ	
生年月日	19〇〇-01-01
郵便番号	1234567
住所	◆◆県▼▼市1-2-3
電話番号	123-4567-8910
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

登録済みの営業施設の営業届出を行う場合はこちらから選択してください

新規営業施設
届出済営業施設

新規届出 戻る

クリック

営業届出制度の創設及び
営業許可制度の見直しに関するQ&A
(令和2年12月28日付け厚生労働省事務連絡)

別添 1 問 2 新たに政令許可業種に指定される業種に対して 3 年間の経過措置期間が設けられましたが、新設業種ではないが、これまで許可の対象ではなく、今回の改正により許可業種に含まれる食品（そうざい半製品等）の製造も同様の経過措置が適用されると考えてよいですか。

- そうざい半製品については、旧施行令において、「そうざいの中間製品はそうざいに含まない」と整理していましたが、営業許可業種の再編に際して開催した検討会で、「そうざい半製品」を製造する際には、「そうざい製造業」の営業許可が必要であると整理したものです。従って、「そうざい半製品を製造する営業」については、「旧施行令の第三十五条各号の営業に該当しない営業」に該当し、**3年間の経過措置が適用**されます。
- なお、令和 2 年 8 月 5 日付けで通知している「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」で示した**集団給食施設**については、旧施行令においても飲食店営業という業種があり、かつ、集団給食施設は、実態上飲食店営業の許可を取得しなくてはならなかったものの、厚生労働省の運用上の取扱いとして、飲食店営業の許可の取得は不要という整理をしていただけなので、「旧施行令第三十五条各号の営業に該当しない営業」には該当せず、**経過措置の対象にはなりません。**

別添 1 問 7 新施行令に、複合型製造業で製造ができる業種（食品）が列挙されているが、1 施設 1 許可の原則を踏まえ、主たる取扱い食品が列挙されている業種の範囲であれば、複合型製造業で、新施行令に列挙されていない業種の食品を製造等することは可能ですか。例えば、複合型製造業で、新施行令に列挙されていない漬物製造を行えますか。

- 複合型の製造業は、新施行令で列挙された業種に係る食品の製造を行う営業が対象です。ただし、**主たる営業（取扱い食品）に附帯して、新施行令に列挙されていない業種に係る食品の製造をすることは可能**です。複合型の製造業で漬物製造が可能かについては、漬物製造が、列挙された業種に係る食品の製造に附帯して行われているか、また、当該漬物がそうざいや新施行令の業種に類する食品かなど、全体の業態を鑑み、判断するようお願いします。

別添 1 問10現在、各都道府県等が独自に定めている条例許可業種又は条例届出業種のうち、改正食品衛生法で届出業種の対象となるものについて、令和3年6月1日の時点で改正食品衛生法に基づく届出をしたとみなすことはできますか。

- 条例許可業種及び条例届出業種は、改正政令第10条に規定される経過措置の対象外のため、令和3年6月1日時点で当該営業をしていた場合でも、**新法第57条第1項に基づく届出をしたものとみなすことはできません。**

別添 1 問13 施設基準中、複数箇所で「…室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。」と記載があるが、「室を場所とする場合」とはどのような意味でしょうか。加えて、住居の台所と営業施設の兼用は認められないと考えてよいですか。

- 前文で「室又は場所」と規定しているので、ここでは、場所の場合に適用する基準であることを明確にするため、「室を場所とする場合」としたものです。住居の台所は、食品衛生法施行規則別表 1 9 二に示す「食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所」に該当します。そのため、**住居の台所と営業施設は、工程の配慮や時間設定による区画ではなく、物理的に区画されていることが必要**です。

別添 2 問 6 漬物製造業は「漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。」とあります。しかし一方で、令和元年12月27日生食食発1227 第2号通知の第2 営業届出に関する事項2 イ(4)の中では、野菜の塩漬け、ぬか漬けが「野菜果実販売業が附帯的に行う簡易な加工」に含まれています。漬物の製造という同じ行為であっても、営業者によって取扱いが異なるのでしょうか。

- 漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業は漬物製造業となりますが、従来から**野菜果実販売業（八百屋等）**において取り扱っている**野菜の塩漬け・ぬか漬け**については、附帯的に行う簡易な食品の加工による販売（販売当日中に消費する又は使い切ることを想定）として**営業届出の範疇で取り扱う**こととします。

別添2問7 冷凍野菜を製造する場合は、冷凍食品製造業が必要ですか。

- **冷凍食品製造業の対象となる食品については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において規格基準が定められている冷凍食品となる。その上で、当該施設が主として、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において規格基準が定められている冷凍食品に該当する野菜の冷凍食品を製造している場合には、冷凍食品製造業の許可が必要となります。**

おつかれさまでした！